

平成 29 年 6 月 8 日

単位団代表指導者 各位

仙台市スポーツ少年団
本部長 吉田 尚
(公印省略)

平成 29 年度スポーツ少年団全国一斉活動の実施について (案内)

このことについて、宮城県スポーツ少年団本部長より通知依頼がありましたので送付いたします。

参加希望がございましたら、別紙「平成 29 年度 スポーツ少年団全国一斉活動 参加方法」等をご確認のうえ、各単位団より直接申請いただきますようお願いいたします。

仙台市スポーツ少年団 事務局
〒980-0012
仙台市青葉区錦町 1-3-9
TEL:262-4180/FAX:268-4193
sendaisporen@leaf.ocn.ne.jp

平成 29 年度 スポーツ少年団全国一斉活動 参加方法

1. 対象となる活動

各単位団が主催し（主体となり）実施した以下の活動

- (1) 清掃・美化・環境保全活動（例：仙台市スポーツ少年団一斉清掃 ※別添）
- (2) 複数の単位団が関わる交流活動
- (3) 国際交流活動
- (4) スポーツボランティア活動
- (5) 障がい者スポーツ、障がい者への理解を深める活動
- (6) 平和学習活動
- (7) その他、地域社会に貢献する活動

2. 活動実施期間

平成 29 年 6 月 16 日（金）～同 12 月 31 日（日）

3. 申請(報告)方法

日本体育協会ホームページより、各単位団において直接申請(報告)してください。なお、活動実施期間に応じて申請期限及び報告期限がございますので、ご注意ください。

(※申請期限を過ぎても活動申請可能ですが、「東京 2020 応援プログラム」認証はできません)

【活動実施期間】	【活動申請期限】	【活動実績報告期間】
○H29.6/16~7/31 に実施の場合	H29.4/30 まで	H29.6/16~ H30.1/9
○H29.8/1~9/30 に実施の場合	H29.6/30 まで	H29.8/1~ H30.1/9
○H29.10/1~11/30 に実施の場合	H29.8/31 まで	H29.10/1~ H30.1/9
○H29.12/1~12/31 に実施の場合	H29.10/31 まで	H29.12/1~H30.1/9

【申請(報告)手順】

日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp> ⇒ 「スポーツ少年団」
⇒ 「スポーツ少年団全国一斉活動」⇒ 「活動申請フォーム」または「活動報告フォーム」
に必要事項を入力し送信

4. その他

- (1) 活動申請時に同意をいただいた場合は、日本体育協会にて取りまとめ、「東京 2020 応援プログラム」としての認証申請を行います。
- (2) 活動に参加した全団に次の 2 種類の参加証が送付されます。
 - ①活動報告に対する返信メールに添付して送付（各団にて印刷し参加者全員へ配布可）
 - ②仙台市スポーツ少年団を通して送付（平成 31 年 3 月末頃：各団 1 枚）

その他詳細については、日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp>
「スポーツ少年団全国一斉活動」をご確認ください。

(写)

公財宮体協第33号
平成29年4月11日

各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人宮城県体育協会
宮城県スポーツ少年団
本部長 村上 利仁
(公 印 省 略)

平成29年度スポーツ少年団全国一斉活動の実施について（通知）

日頃より、本協会のスポーツ振興につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本スポーツ少年団では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、オリンピック・ムーブメントの推進を目的として、各種事業の取り組みを進めております。

この度、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」というスポーツ少年団の理念に基づき、美化活動・環境ボランティア活動等の社会貢献活動を実施することになりました。

つきましては、別添実施要項及び実施要領に基づき、活動実施に御協力下さるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

公益財団法人宮城県体育協会 少年団課
住 所 仙台市青葉区上杉一丁目2-3
自治会館3階
TEL/FAX 022-726-4211 / 022-726-4212
メール miyagi-suposyo@oasis.ocn.ne.jp
担 当 渡邊 美絵

平成 29 年度 スポーツ少年団全国一斉活動 実施要項

1. 趣旨

日本スポーツ少年団は、1964 年東京オリンピック競技大会の開催を 2 年後に控えた 1962 年、青少年へのオリンピック・ムーブメントの正しい理解啓発などを目標とした「オリンピック青少年運動」の取組みを背景に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的として創設されて以来、地域社会に根差した青少年団体として、スポーツ活動を中心としながら、文化活動、奉仕活動、野外活動等により、青少年の成長を促す幅広い活動を行ってきた。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」という理念の一つに基づき、全国各地で実施する美化活動、環境ボランティア活動、平和活動、国際交流活動などの社会貢献活動を通して、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントへの理解を深める活動を実施する。

2. 主催

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団
都道府県体育（スポーツ）協会 都道府県スポーツ少年団
市区町村体育（スポーツ）協会 市区町村スポーツ少年団
単位スポーツ少年団

3. 活動内容

都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団（以下、各級スポーツ少年団）が、自らの活動の中心となる都道府県、市区町村において、社会貢献活動や、地域のスポーツ少年団同士の交流活動等を実施する。

- (1) 清掃・美化・環境保全活動（例：地域における清掃活動等）
- (2) 複数の単位団が関わる交流活動（例：市区町村や都道府県内外の単位団による交流活動等）
- (3) 国際交流活動（例：海外からの青少年とのスポーツ交流等）
- (4) スポーツボランティア活動（例：地域の方を対象にしたスポーツ体験活動等）
- (5) 障がい者スポーツ、障がい者への理解を深める活動（例：障がい者スポーツ体験等）
- (6) 平和学習活動（例：平和について考えるディスカッション等）
- (7) その他、地域社会に貢献する活動

※各級スポーツ少年団が主催し(主体となり)、以下の活動申請を行った活動が本一斉活動の対象となります。なお、他の団体が主催する関連活動への参加は対象となりません。

4. 活動実施期間

平成 29 年 6 月 16 日(金)～平成 29 年 12 月 31 日(日)を実施期間とし、活動実施期間に応じて以下の通り申請及び報告を行うものとする。

【活動実施期間】	【活動申請期限】	【活動実績報告期間】
○H29.6/16～7/31 に実施の場合	H29.4/30 まで	H29.6/16～ H30.1/9
○H29.8/1～9/30 に実施の場合	H29.6/30 まで	H29.8/1～ H30.1/9
○H29.10/1～11/30 に実施の場合	H29.8/31 まで	H29.10/1～ H30.1/9
○H29.12/1～12/31 に実施の場合	H29.10/31 まで	H29.12/1～H30.1/9

※具体的な地域における活動日及び活動内容は、各級スポーツ少年団において決定するが、スポーツ少年団創設日の「6 月 23 日」を活動実施基準日、その前後 1 週間を活動強化週間とする。

5. 活動参加対象者

- (1) 平成 29 年度スポーツ少年団登録団員、指導者、役職員
- (2) (1)の登録者が所属する各級スポーツ少年団等の活動に参同する地域や保護者の方々等

6. 活動参加方法

【活動申請】

各級スポーツ少年団にて、公益財団法人日本体育協会オンラインシステムから取組みの申請をお願いします。

日本体育協会ホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/>) ⇒スポーツ少年団 ⇒「スポーツ少年団全国一斉活動 ⇒ 活動申請フォーム

【活動報告】

各級スポーツ少年団にて活動実施後、公益財団法人日本体育協会オンラインシステムから取組の報告をお願いします。

日本体育協会ホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/>) ⇒スポーツ少年団 ⇒「スポーツ少年団全国一斉活動 ⇒ 活動実績報告フォーム

※申請完了後に「apply@japan-sports.or.jp」から受付完了メールが自動的に送信されます。ご使用のメーラーの設定(迷惑メールブロック)等により受信できないことがあるため、「@japan-sports.or.jp」からのメールが受信されるように許可設定をお願いします。

7. 東京 2020 応援プログラムへの認証について

(1)本活動申請時に同意をいただいた場合は、公益財団法人日本体育協会が取りまとめを行い、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ「東京 2020 応援プログラム」としての認証申請を行います。その場合、活動申請及び報告の際にいただいた情報を組織委員会へ提供します。

(2)「東京 2020 応援プログラム」として活動認証を受けるには「東京 2020 大会スポンサー」である企業・団体以外から援助を受けていないことが条件となります。

(<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/marketing/sponsors/>)

※企業・団体からの援助(金銭及び物品の提供等)とは、認証を希望する活動に限定した援助を指し、他の活動や日常のスポーツ少年団活動全般に対する援助は含まれません。

(3)上記「4. 期間」に定める期間内に公益財団法人日本体育協会へ活動申請が行われ、組織委員会によって認証された活動が「東京 2020 応援プログラム」として認められます。また、公益財団法人日本体育協会へ活動申請及び活動報告が行われた活動のみを「東京 2020 応援プログラム」として日本体育協会が集計します。

(4)活動申請時に併せて組織委員会の定める「東京 2020 参画プログラム」の趣旨・概要についてもご確認ください。(<https://tokyo2020.jp/jp/get-involved/certification/about/>)

8. その他

- (1) 活動申請及び報告は1団につき1度とし、複数回の申請及び報告が同一団名により行われた場合は、最も申請及び報告が新しい活動を対象とする。
- (2) 活動に参加した(活動申請及び報告のあった)全団には平成30年度スポーツ少年団認定物品とともに参加証を送付する。(参加人数に関わらず参加証は1つとする。)
- (3) 日本スポーツ少年団は報告結果を集計し、ホームページで公表する。
- (4) 都道府県、市区町村スポーツ少年団は可能な限り、地元メディア等への広報活動を実施することが望ましい。
- (5) 各級スポーツ少年団においては、本活動を契機として、継続した社会貢献活動を実施することが望ましい。
- (6) 活動申請及び報告にあたって収集した情報、写真等については、公益財団法人日本体育協会のホームページや各種報告書において利用することがある。なお、この個人情報、参加者の同意なしに、第三者への開示・提供は行わない(法令などにより開示を求められた場合を除く)。
- (7) 活動時は会場に応急手当用の医療品やAEDを配備する、緊急時に対応される医療機関を確認する等の安全対策を行うこと。
- (8) 活動に関わる費用は各級スポーツ少年団にて負担すること。

<問合せ先> 日本体育協会 地域スポーツ推進部 少年団課

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1

TEL : 03-3481-2222 FAX : 03-3481-2284 E-mail : jjisa@japan-sports.or.jp